

湧別町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
22年度	10,217	9,192,746	382,091	1,292,095	14.0	13.5

- (注) 1 人件費には、職員の給与のほか、町長や町議会議員等の特別職の給料、報酬等を含みます。
 2 実質収支とは、歳入総額から歳出総額を差し引いた額のうち、使いみちが決まっているお金を控除した後の額をいいます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

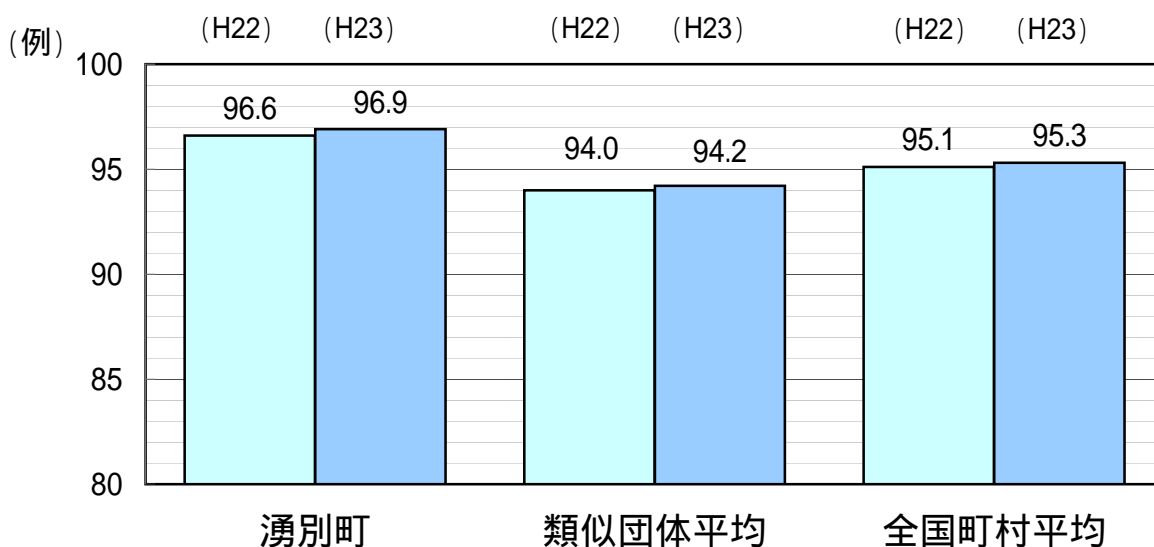
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
22年度	152	561,157	83,780	198,841	843,778	5,551	5,576

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、22年4月1日現在（教育長を除く）の人数である。

(3) 特記事項

平成21年10月5日に、上湧別町・湧別町が合併し、新しく湧別町となっています。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況（23年4月1日現在）

(単位:円)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の 給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（23年4月1日現在）

一般行政職（教育長を除く）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
湧別町	43.6 歳	330,500 円	377,800 円	360,330 円
北海道	45.3 歳	327,401 円	395,579 円	373,413 円
国	42.3 歳	327,205 円	円	397,723 円
類似団体	43.5 歳	318,765 円	367,292 円	345,267 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

技能労務職

区 分	公 務 員				民 間			参 考 A / B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢		平均給料月額 (B)
湧別町	53.1歳	6人	264,000円	289,000円	286,266円				
うち用務員	52.7歳	4人	278,800円	300,150円	298,350円	用務員	53.8歳	209,700円	1.43
北海道	48.8歳	443人	317,658円	348,522円	349,305円				
国	49.5歳	3,689人	283,862円		321,662円				
類似団体	49.5歳	8人	287,327円	311,633円	300,863円				

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
湧別町	4,658,000円		
うち用務員	4,828,600円	2,943,200円	1.64

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成20～22年の3ヶ年平均）

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、寒冷地手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(2) 職員の初任給の状況（23年4月1日現在）

区 分	湧 別 町	北 海 道	国
一般行政職	大学卒 172,200 円	159,285 円	172,200 円
		(172,200 円)	
一般行政職	高校卒 140,100 円	129,592 円	140,100 円
		(140,100 円)	

(注) 表中の()内は、減額措置を行う前の金額です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(23年4月1日現在)

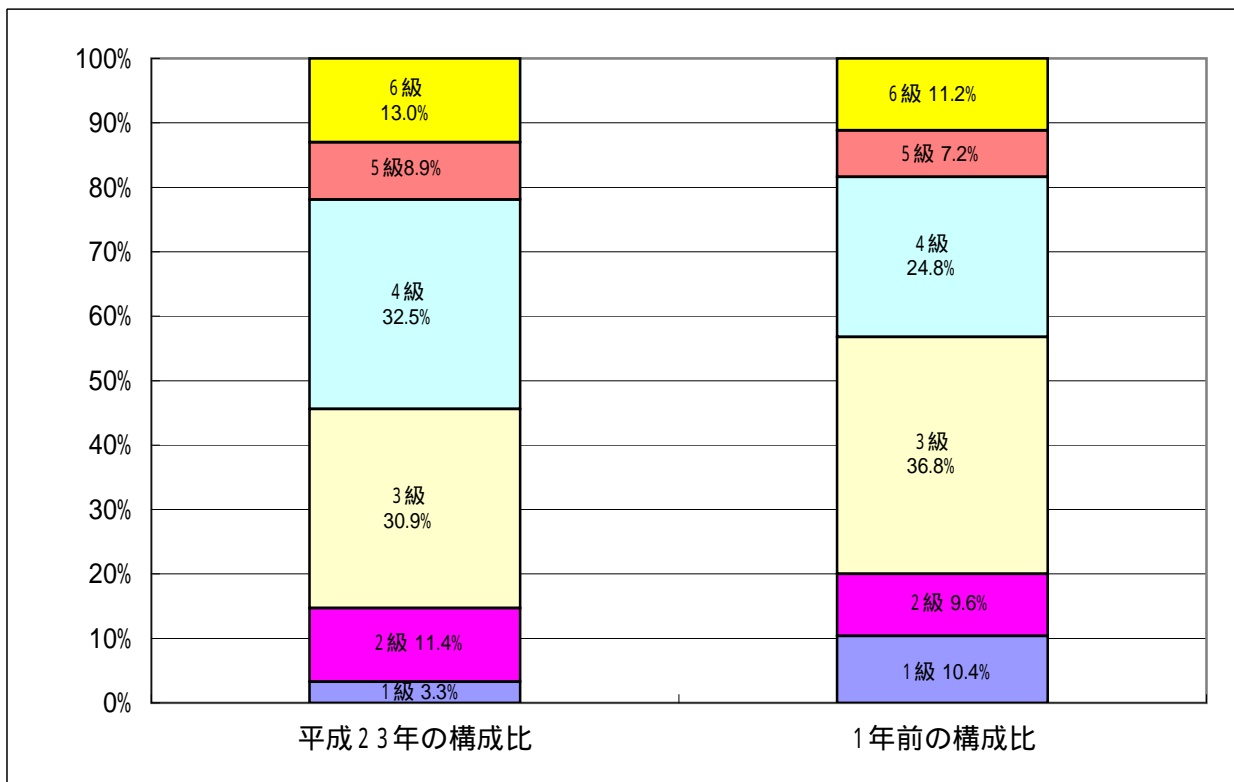
区 分		経験年数10～14年	経験年数15～19年	経験年数20～24年
一般行政職	大学卒	281,200 円	318,300 円	358,700 円
	高校卒	235,300 円	272,400 円	320,800 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(23年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6 級	総合支所長、課長、参事、事務局長、 会計管理者、館長、センター長	16 人	13.0 %
5 級	総合支所長、課長、参事、事務局長、 会計管理者、館長、センター長、課長 補佐、主幹、室長、次長、所長、副館長	11 人	8.9 %
4 級	課長補佐、主幹、室長、次長、所長、副 館長、係長、書記長、主査、主任	40 人	32.5 %
3 級	係長、書記長、主査、主任	38 人	30.9 %
2 級	主事、技師	14 人	11.4 %
1 級	主事、技師	4 人	3.3 %

- (注) 1 湧別町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給への勤務実績の反映は実施していません

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

湧 別 町	北 海 道	国
1人当たり平均支給額(22年度) 1,335 千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,582 千円	
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.50)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 3%～10% ・ 管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5%～20% ・ 管理職加算 10%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5%～20% ・ 管理職加算 10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況

勤勉手当への勤務実績の反映は実施していません

(2) 退職手当(23年4月1日現在)

湧 別 町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)
1人当たり平均支給額 13,283 千円	10,618 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(23年4月1日現在)

制度なし

(4) 特殊勤務手当(23年4月1日現在)

制度なし

(5) 時間外勤務手当(普通会計決算)

支給実績(21年度決算)	25,791 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	220 千円
支給実績(22年度決算)	18,218 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	161 千円

(6) その他の手当 (23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度普通会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度普通会計決算)
扶養手当	配偶者:13,000円 配偶者以外:6,500円 配偶者無の内1人:11,000円 特定期間の加算:5,000円	同じ		千円 23,401	円 157,053
住居手当	借家:27,000円を限度に家賃に応じて支給 持家:10,000円	異なる	持家10,000円(国は無し)	千円 9,426	円 63,261
通勤手当	交通機関利用者 :運賃に応じ支給 自家用車使用者 :通勤距離に応じ 2,000円~24,500円	同じ		千円 3,678	円 24,684
管理職手当	課長職:8% 課長補佐職:6% 給料月額に対する割合	異なる	支給率	千円 12,495	円 347,083
管理職員特別勤務手当	課長:1回に月6,000円 課長補佐:1回につき4,000円 (6時間超の場合は1.5倍)	異なる	支給額区分	千円 127	円 3,527
宿日直手当	1回につき4,200円	同じ		千円 932	円 6,255

6 特別職の報酬等の状況 (23年4月1日現在)

給料報酬	区分	給料	月額等	
			(参考)類似団体における最高/最低額	
報酬	市区町村長	700,000円	796,100円 / 353,500円	
	副町長	580,000円	661,200円 / 326,400円	
	議長	261,000円	326,000円 / 207,000円	
	副議長	211,500円	269,000円 / 172,500円	
	議員	175,500円	250,000円 / 157,500円	
期末手当	市区町村長 副町長	(22年度支給割合) 3.95月分		
	議長 副議長 議員	(22年度支給割合) 3.95月分		
退職手当	市区町村長	(算定方式) 70万円×在職年数×5.126	(1期の手当額) 14,352千円	(支給時期) 任期毎
	副町長	58万円×在職年数×3.234	7,502千円	任期毎
	備考			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

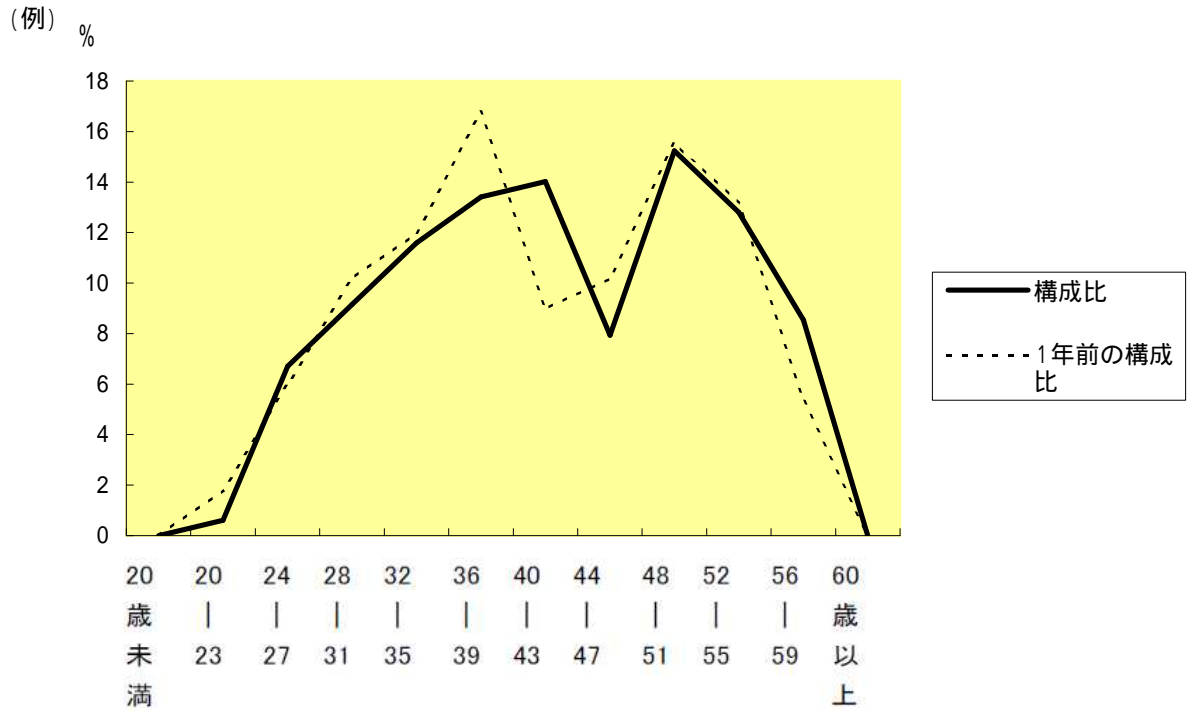
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成22年	平成23年			
普通 会計 部門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2		
		総 務	40	38	2	機構改革に伴う減
		税 務	8	7	1	機構改革に伴う減
		農林水産	18	18		
		商 工	8	9	1	業務量の増加
		土 木	8	8		
		民 生	30	30		
		衛 生	11	12	1	業務量の増加
	計	125	124	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 121.36 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 93.08 人)	
	教育部門	27	27			
小 計	152	151	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 147.79 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 112.78 人)		
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	6	3	3	機構改革に伴う減	
	下 水 道	2	3	1	業務量の増加	
	そ の 他	7	7			
	小 計	15	13	2		
合 計		167 [180]	164 [180]	3 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 160.51 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。(特別職は除く)
2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(23年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	0人	1人	11人	15人	19人	22人	23人	13人	25人	21人	14人	0人	164人

(注) 上記職員数に教育長は含みません。

(3)定員管理の数値目標

平成23年4月1日～平成28年4月1日における定員管理の数値目標

平成23年4月1日 職員数	平成28年4月1日 職員数	純減数	純減率
164 人	153 人	11 人	6.7 %

定員管理の数値目標の年次別の概要

(各年4月1日現在)

区 分		23年 計画始期	24年 1年目	25年 2年目	26年 3年目	27年 4年目	28年 5年目	23年～28年 計
一般行政	職員数	124	123	123	121	118	117	
	増 減		1	0	2	3	1	7
教 育	職員数	27	26	25	25	24	23	
	増 減		1	1	0	1	1	4
公 営 企 業 等 会 計	職員数	13	13	13	13	13	13	
	増 減		0	0	0	0	0	0
計	職員数	164	162	161	159	155	153	
	増 減		2	1	2	4	2	11

(注) 1 計画期間は、23年～28年の5年間である。